

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年11月21日
- 2 開会年月日、時間 令和4年11月30日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 14名
うち農業委員8名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
 - ・農業委員 7名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 広幸 関口 実夫
 - ・農地利用最適化推進委員 5名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名
牧 けい子
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 宮崎 貴司 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
 - 議案 第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案 第22号 農用地利用集積計画の決定について
 - 報告 第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告 第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数8名 欠席者1名、遅れてくる方が1名ということで、出席者6名で定足数に達しておりますので、ただ今より11月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、4番平松幸明委員、7番小林広幸委員の両名をお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第21号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号 1 について、14 番金井委員より説明願います。

14 番金井委員：地図の方は 1 ページです。譲渡人、譲受人ともに山王島の方です。申請地の場所は、小布施橋南の信号を東に曲がった所です。

今までは譲渡人が自分で管理していたのですが、この畑はだいぶ前から更地になっているということで、この間、その隣の農地で耕作をしている譲受人の方から申請地を買って栗を作りたいという話が出て、まとまったものです。

人数ですが、今まで 1 人でやってこられて、これからも引き続き 1 人でやられるということです。所有の農機具は、軽トラック 1 台、乗用草刈機 1 台、SS1 台、乗用トラクター 1 台です。距離については徒歩で 1、2 分の所でございます。

何ら問題ないと思っておりますので、よろしく願います。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 は許可とします。続いて、番号 2 について、10 番浅岡委員より説明願います。

10 番浅岡委員：写真の資料は 2 ページです。くだもの街道を少し北に行った、長野電鉄の線路の近くで雁田山の方にある場所です。

以前よりこの場所は、譲渡人とは別の小布施町外の方が所有していましたが、遊休農地になっていまして、譲受人になっているこの方は隣で畑をやっていながら病気や害虫に困ってしまっていて、町に何とかしてほしいという要望をしていたとお聞きしました。それで、町が間に入る形で、よければ耕作してもらえないかとの依頼がされ、本人も隣の畑ならということで、まとまったものです。

譲受人は隣の畑ではモモを作っていて、今回の申請地も譲り受けたらモモを栽培するようになるとお聞きしています。

お住まいの地区内でも、親子で耕作面積を増やしたり、並びの悪い畑は効率化のために土地交換をして 1 枚の大きな農地にしたりと、リンゴとモモを中心に精力的に果樹栽培で経営をされて頑張っている農家さんであります。農機具は、一般的な軽トラ、SS、草刈機等、一式揃っています。

よろしく願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 2 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 2 は許可とします。続いて、番号 3 および番号 4 について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：地図は 3 ページと 4 ページをご覧ください。申請地の位置は、番号 3 の方が 3 ページで、小布施駅のすぐ北にある踏切から西方向へ進んだ所です。続いて番号 4 の方は 4 ページで、浄照寺がある北部の集落から深沢川沿いを上信越道の方向に進んだ所の南側です。

まず番号 3 の所有権移転について説明します。譲渡人は譲受人の父親であり、同居しています。この畑は、今年 4 月の総会において第 3 条許可を得て第 3 者より購入した栗畑であり、許可当時から主たる労力を今回の申請者とし、今年収穫を終えるまで管理をされてきました。この案件は、現在の所有者である父親からの生前贈与で、実際の管理者と所有者を一致させるものです。

次に番号 4 の賃借権設定について説明します。貸付人は妻と一緒に農業をしてきましたが高齢でできなくなってきたので規模縮小を希望して、一方、借受人は営農規模拡大を目指しているため借受希望で、おたがい町農地バンクに登録されていまして、このたび話がまとまったものです。

受人の労力は基本的に本人 1 名となっております。自宅からの距離は車で約 5 分のことです。軽トラック 1 台、その他は SS、乗用草刈機、トラクター各 1 台を母親の実家の所有を借りて使う、とのこと。

先に申し上げたとおり番号 3 の申請地は栗畑であり、譲受人は現在この申請地の主たる管理者です。今後も栗の栽培を継続する計画ですので、許可後に現状が変更されることもないため、周辺農地に及ぼす影響もなく、特段問題はないと考えます。

また、番号 4 につきましては、議案書をご覧のとおり 3 筆あって 1 筆ずつ作付するものが異なるということで、記載順に野菜、ブドウ、モモを栽培するご計画になっています。

以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 3 および番号 4 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 3 および番号 4 は許可とします。続いて、番号 5 および番号 6 について、関連していますので一括して私より説明致します。

議長：地図は 5 ページになります。

番号 5 の方は所有権移転ということで、譲渡人、譲受人はいずれも大島の方で、両者は親戚関係にあるという経緯がございます。

申請地は大島から福原に向かう道の踏切近くの所です。その道路に面した所に受人の自宅がありまして、その奥手に当たる所です。そこを所有権移転するということです。譲受人は普段は別の仕事をしていまして、今回新規に農地を取得する、ということになります。申請地の面積は 954 m²です。無償で譲渡するようになっており、現状は野菜を栽培している畑になっています。

それから、合わせて番号 6 ですが、申請地は番号 5 と同じ 5 ページの左の方にあります。こちらの案件は使用貸借の設定ということで、借り受けて新規農地取得ということになり

ます。

番号5と番号6を合わせて面積が1,000㎡以上になりますので、下限面積要件には達している、という状況になります。番号6の申請地につきましても現状は野菜畑で、今後も野菜栽培をするということになります。

それで受人ですけれども、機会は草刈機や耕耘機は小型なものですけれども所有していて、貨物自動車も所有しているということです。特に支障はないかと思えます。

議長：ご質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号5および番号6は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号5および番号6は許可とします。続いて、番号7について、7番小林委員より説明願います。

7番小林委員：こちらの案件の借受人は、六斎市では隣に出店されていた方です。以前から自宅裏で4畝ぐらいの畑で唐辛子をやっています、できればどこか色々な所に農地を探しているということで、町農地バンクに登録をされていました。このたび町の方から紹介を受けて、借り受けの話がまとまりました。

地図は6ページで、ちょうど1反4畝ほどあります。自宅は北岡で、ご両親も近所に住んでいて農家をやっているの、親の物と合わせて農機具等は軽トラック1台、トラクター1台、乗用草刈機1台、耕耘機2台を所有しています。こちらの家までは車で5分かからず、2、3分で行ける所にあるそうです。また、労力は夫婦2名で、年間通して150日以上やるということです。北岡沖に田んぼを所有していますが、何ら問題ないかと思えます。ここでは唐辛子をますます広げていきたいということで、唐辛子を栽培する予定でいるそうです。

以上です。

議長：質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号7は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号7は許可とします。続いて、番号8および番号9について、関連していますので一括して4番平松代理より説明願います。

4番平松代理：この案件は自作地の相互交換ということですが、遡ること何十年前も前、番号8でいう譲渡人の父親と譲受人本人との間で、だいぶ昔に口約束で交換したそうです。当時交換した理由は、番号8で言う譲受人の方が相手の水田でお米を作りたいということをし出したからだそうです。それぞれ地図は7ページと8ページにありまして、番号8の

リンゴを栽培している所は7ページ、番号9の水田は8ページで、かなり中野市寄りのくだもの街道の東側になります。

現在は一方の世代もお子さんに代わっていますので、ここで口約束での状態ではまずいということで、今回このような申請をされています。

それぞれの状況については、番号8で譲受人になっている方は、軽トラック、SS、草刈機、高所作業車等、一式そろっています。労力は、本人と奥様を中心に、ご両親も加わっていますが、高齢なので畑に出ているのを見かけないことも多いですが、その他に忙しい時にはお子さんのご兄弟や、季節労力も雇っていらっしゃるの、労力は充足しています。距離も基準未満で遠くないですし、営農上問題はないと思われま。

番号9の方の譲受人については、農業用の機械として草刈り機とかはお持ちではないのですが、水田の畔草を刈る程度はやって、米栽培に必要な作業は水稲組合と、稲刈りは民間事業者に依頼していると聞いております。距離も遠くないですし、本人が草刈り等しに行くのに特に問題はないと思われま。この方はもともと中町にお住まいだったのですが、10年位前に林に引っ越されてきました。

両者は、地区内の同じ組というような関係です。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号8および番号9は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号8および番号9は許可とします。

議長：次に、議案第22号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号1について、私より説明致します。

議長：地図は4ページになります。「牛舎」と書かれていますが、これが今回の借受人の牛舎で、申請地はその近くにという状況です。

貸付人は北岡の方、借受人はこれまでも何回か審議のなかで説明している農業法人です。牛舎のある所の近くに申請地がありまして、ここは現状、リンゴ等が植わっていたりするのですけれども、貸付人は高齢等による経営規模の縮小ということ、借受人は現在放牧地として利用している土地の続きに放牧地を設けることができる、ということで、経営規模を拡大していくということになっております。

議長：ご質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号1は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。続いて、番号 2 について、4 番平松代理より説明願います。

4 番平松代理：借受人は林の方です。今までは東町に住んでいたのが三田委員さんが担当されていたのですが、このたび林に引っ越されたということです。圃場の場所は、地図の 9 ページで、長野電鉄の南側に位置する所です。

借受人ご本人は新規就農者で認定を受けています。耕作するのはブドウです。農機具は軽トラック、トラック、SS、乗用草刈機等々をお持ちですが、林の自宅の方には無く、お話を聞くと、耕作している畑のほとんどが雁田にあるようで、その中に簡易テントを建てて保管されているそうです。労力ですが、今現在は本人おひとりですけれども、奥様とまだ小さいお子さんがいらっしゃいまして、来年位から奥様も一緒にやる予定だとのことです。規模から考えて労働力は現在でも充足していると思われま

余談ですが、まだ若いので、これから積極的に農地を借りたりしていただけるかと思うので、とても良いことだと思います。

以上です、ご審議よろしくお願ひ致します。

議長：質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は決定とします。続いて、番号 3 について、12 番桐原委員より説明願います。

12 番桐原委員：途中の関係は 10 ページになります。雁田のふるさと創造の少し手前のところになります。

貸付人は県外にお住まいとなっておりますが、今は母親の介護のために雁田の実家にいと伺っております。

借受人についてですが、上町にお住まいで今年の 4 月より新規就農者として頑張っている方です。申請地では自家用の野菜を作る予定でいるそうです。それと、これまで借りていた別の場所のブドウ畑を 1 カ所返すことになってしまいまして、その結果、SS を置く所を失ってしまうので、SS 置き場としても一部使用したい、とおっしゃっています。

所有農機具は、軽トラ、SS、乗用草刈機等は所有していますが、足りない農機具につきましては、この地区に里親さんがいて、その方から借用すると伺っております。労力の関係については主力が夫婦 2 名で、あとは季節雇用が入っているということです。自宅から農地までは 10 分ぐらいで行けると伺っております。

一応 5 年間ということで、無償でよいと言われているということですが、借受人としては採れた農産物をお礼として届けたりする予定でいます。

特に問題ないかと思いますが、ご審議の方をお願いしたいと思います。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

事務局：事務局からで恐縮ですが、SSを置くというのは、多分、返却することになる畑に今は置いているから、これからは日常的にここに置くようになる、ということでもいいですか。だとしたら、露天におくのでしょうか。

12番桐原委員：はい、日常置きたいということです。露天ではなくて、アスパラ用のハウスのようなものを濡れないように作ろうかなと考えているそうです。返すことになるブドウ畑の方でもそのような形でやっていて、急に返すようになってしまったのでSSの置き場に困るということで2畝ほどの畑を探したところ、ちょうどこの申請地があったということで、SSを隅っこの方に置きたいというようなことをおっしゃっていました。

事務局：ありがとうございます。

議長：他に質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号3は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願い致します。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号3は決定とします。続いて、番号4から番号8について、関連していますので一括して14番金井委員より説明願います。

14番金井委員：番号4から番号8まで借受人が同じ方になっております。それでは1件ずつご説明致します。

今回お聞きしましたら、県農業農村支援センターおよび町からのご紹介で、ある方が新規就農予定でご覧の借受人さんのところで研修を受けることになったそうです。

議案の貸借期間は今度の1月1日から来年度の3月31日と短いですが、これはあくまでもこの借受人の名前において借りる期間であって、その後からは、指導する研修生が無事に独立する時が来年度の3月末の予定なので、研修生が新規就農者として借受けるよう申請する予定だと聞いております。

それでは地図の6ページをご覧ください。県道の南の矢島沖ですが、ここではモモを作る予定です。労力は5人です。今までも5人でやってきています。軽トラック2台、草刈り機2台、SS2台でそのうち1台は共同のSSだそうです。その他に乗用トラクターが1台あります。距離は車で10分の所です。

次に番号5についてです。地図のページは11ページです。この場所は、高速道路の側道を北へ向かって行くと右側にガードレールが見えるのですが、そこを入れてすぐの所です。地主が遠くに住んでいるのでできなくてお願いされたということです。ここでもモモを栽培する予定です。

続きまして番号6です。番号5から見て北東の所で、畑がちょっと入りこんでいて分かりにくくなっております。番号7と番号8についても、現場に行ってみたものの私には場所がよく分からなかったのですが、番号6と番号8は隣り合いの土地で、番号7は深沢川のそばの所です。

いずれにしてもモモを栽培する畑になるそうです。これまでにやってきている畑では、新規就農者が利用できる畑が不足してしまうということで、今回、農地確保のためにこのとおり一度に4件ほど借りるようには手配されたということです。

今までも問題なくやってこられて、これからも若い方を指導しながら今までの畑もやっ

ていかれるということですので、何ら問題はないと思います。ご審議をお願い致します。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 4 から番号 8 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願い致します。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 4 から番号 8 は決定とします。続いて、番号 9 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 12 ページをご覧ください。申請地は、国道 403 号を中野市方面へ進んだ先の西側の区域内で、篠井川の南に位置しています。

貸付人は清水の方、借受人は矢島の方です。

平成 25 年 1 月 1 日より 10 年間の賃貸借契約をしていますが、12 月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容については前回同様、引き続きリンゴを栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 9 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 9 は決定とします。続いて、番号 10 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 9 ページをご覧ください。申請地は、町営グラウンドのある十字路を北へ進んですぐの所にあります。

貸付人、借受人ともに六川の方です。令和 2 年 1 月 1 日より 2 年間の賃貸借契約をしていますが、12 月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容については前回同様、引き続き栗を栽培する計画となっています。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 10 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 10 は決定とします。続いて、番号 11 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 10 ページをご覧ください。申請地は、雁田の公会堂の北西に位置しています。

貸付人は雁田の方、借受人は中条の方です。平成 25 年 1 月 1 日より 10 年間の賃貸借契約をしていますが、12 月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容については、前回から借受人の名義が息子さんに変更、期間は半分の 5 年間に変更されています。耕作についてはこれまでどおりということで、ブドウ栽培を継続する計画となっています。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 11 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 11 は決定とします。続いて、番号 12 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 12 ページをご覧ください。申請地は、国道 403 号を中野市方面へ進んで、少し東に入った所にあります。

貸付人は長野市にお住まいの方、借受人は羽場の方です。平成 25 年 1 月 1 日より 10 年間の賃貸借契約をしていますが、12 月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容については前回から借受人の名義が息子さんに変更されていますが、耕作についてはこれまでどおりということで、アスパラの栽培を継続する計画となっています。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 12 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 12 は決定とします。

議長：次に、報告第 10 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図資料は13ページをご覧ください。該当地は、おぶせミュージアム中島千波館の北東の区域に位置しており、市街化区域内にあります。

譲渡人は六川の方、譲受人は長野市にお住まいの方です。所有権移転を伴う転用となるため、法第5条の届出になります。譲受人が町に転入する予定で、住宅を建築するため、届出があったものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：次に、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は10ページをご覧ください。該当地は、雁田の公会堂から真南の方向に位置しています。

この契約では、借受人が新規就農者として独立する今年4月1日を始期日として、該当地を含む計7筆について10年間の賃貸借契約を結んだのですが、このたび、そのうちの1筆を貸付人が耕作を再開されたいから返却してほしいと申し出た、とのことで、借受人がこれに応じたため、合意解約したものです。

現在は、新たに借り受けできる農地を探しているところです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局：地図は8ページをご覧ください。該当地は、中野市との境に迫る六川沖東の区域内にあります。貸付人、借受人ともに林の方で、両者は親子の関係です。

農業者年金の都合で、親子間で使用貸借の契約をしてありましたが、第3者と土地交換をすることとなったため、本契約を一部合意解約したものです。

詳細については、先ほどの議案第21号番号8および9の一括審議において、4番平松代理より説明があったとおりです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 2 時 52 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和4年11月30日

小布施町農業委員会会長

島津忠昭

議事録署名委員

小林 広幸

議事録署名委員

平松 幸明